

2011年度後期自治委員会総会特別決議

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会中央執行委員会

【議決案件】

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会を母体として、中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパスの全学生を活動対象とした「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会（以下、新学生自治会）」を「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約（案）」に基づき、また「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会組織（案）」を補助として、2012年6月の前期自治委員会総会開催をもって発足させること。ただし、その際、下記の《》で示す過程を経るものとする。

《2011年度後期自治委員会総会から2012年3月末まで》

この期間は、学域・学類制の学生が入学していないことから、現在の規約と2011年度後期自治委員会総会の議決事項にもとづいて活動を行う。ただし、3月の加盟手続きの際には、暫定的に新規約のもと、学域・学類制の学生に対して加盟手続きを行うものとする。

《2012年4月から2012年前期自治委員会総会まで》

この期間は、一時的に現学生自治会が、新規約と2011年度後期自治委員会総会の議決事項に基づき、学部・学科制の学生と学域・学類制の学生と協力し、自治会活動を行うものとする。

《2012年度前期自治委員会総会より》

2012年度前期自治委員会総会は現学生自治会が開催し、その開催をもって新学生自治会が発足するものとする。また、この総会の場にて、現学生自治会の活動報告、決算報告を行い、新学生自治会の活動方針をまとめた決議案や予算案の採決、及び役員選挙を行うものとする。これらの案件が可決された場合、以後は、新学生自治会が、新規約と2012年度前期自治委員会総会の議決事項のもと、活動を行っていくものとする。

【提議主旨】

来年度から大阪府立大学は学域・学類制に移行しますが、現在の「大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会規約」や学生自治会の組織体系では学域・学類制に対してさまざまな不備・不足があるため、学域・学類制の学生を迎え、ともに自治会活動を行っていくことは難しい状況にあります。

また、2008年度後期自治委員会総会以降、暫定的な活動対象であったりんくうキャンパスの学生についても、本来、りんくうキャンパスのような他キャンパスでの活動を行うことが想定されていなかったため、ともに活動を行っていくには現規約・体制に不備・不足が多い状態となっています。

そこで学生自治会は、現学生自治会を廃止し、議決案件の通りに新学生自治会を発足させます。ただし、新学生自治会は、現学生自治会の業務・財産その他一切を引き継ぐものとします。

また、今回の現学生自治会廃止に伴い、休止状態であった各学部ごとの学生自治会も、以後学部生が年々減少していくことからこの組織改編を機に完全に廃止とし、新学生自治会が全学的な観点から活動していくものとします。